

給与所得控除額について

給与所得は個別に必要経費を計算するのではなく、一定の計算式に基づき控除する額が決まります。
これを給与所得控除額といいます。給与収入額から給与所得控除額を差し引いて、給与所得を算出します。

給与所得控除額の算出の仕方

令和3年度以降(令和2年分以降)

収入金額の区分	給与所得控除額
162万5,000円以下	55万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円(上限)

平成30年度から令和2年度分(平成29年分から令和元年分)

収入金額の区分	給与所得控除額
162万5,000円以下	65万円
162万5,000円超 180万円以下	収入金額×40%
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋18万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額×10%＋120万円
1,000万円超	220万円(上限)

(注) 同一年分の給与所得の源泉徴収票が2枚以上ある場合には、それらの支払金額の合計額により上記の表を適用してください。